

# 資料 3 - 2

コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示（案）

琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 号  
滋賀県内水面漁場管理委員会指示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項および第 171 条第 4 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 4 年 月 日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷口 孝男  
滋賀県内水面漁場管理委員会会長 林 英志

## 1 指示の内容

### （1）持ち出し放流の禁止

琵琶湖海区漁業調整委員会および滋賀県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、県内の公共の用に供する水面およびこれと接続一体を成す水面からコイを持ち出して他の水面に放流してはならない。

### （2）放流等の制限

県内の公共の用に供する水面およびこれと接続一体を成す水面へコイを放流する場合は、採捕したコイを採捕した同一水面へ放流する場合を除き、次のことを遵守すること。

- ① PCR 検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）によりコイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されたコイ群でなければ、コイを放流してはならない。
- ② 生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

2 指示の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで